

インボイス制度の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始される本年10月1日まで、残すところ5か月となりました。

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を公表し、各府省庁から所管団体を通じて事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

これまでより数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始を円滑に迎えるに当たり、事業者の方々に制度の内容を正確にご理解いただき、必要な準備・対応を進めていただくため、以下2点について周知いただければ幸いです。

特に1点目は、現在の状況を踏まえた注意喚起を含む内容になりますので、よろしくお願いたします。

1. インボイス制度の実施に関連した注意事例の公表について

公正取引委員会において、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表しています。

【公正取引委員会ウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」】

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

2. 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口についてのご案内

中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」を開設しております。

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】

<https://chusho-invoice.jp/>

(以 上)